

## 欧米における AI ガバナンスの最新動向（3） カリフォルニア州の AI 規制強化 - 最先端の AI モデルの安心・安全なイノベーションに関する法案② -

ヨーロッパニュースレター

2024 年 10 月 4 日号

執筆者:

[石川 智也](#)[n.ishikawa@nishimura.com](mailto:n.ishikawa@nishimura.com)[服部 啓](#)[k.hattori@nishimura.com](mailto:k.hattori@nishimura.com)

本ニュースレターにおいては、前号に引き続き、米国のテック産業の中心地であるカリフォルニア州の AI 規制強化に関する動きとして、大規模な AI モデルを規制する SB 1047 法案のエンフォースメント以外の監督の仕組み等について概観します。なお、SB 1047 法案は、2024 年 9 月 29 日のカリフォルニア州知事の拒否権行使により成立しませんでした。その拒否権行使の理由や監督の仕組み等については、今後日本において参照されることもあるように思われるため、紹介するものです。

### 3. エンフォースメント以外の監督の仕組み

SB 1047 においては、以下に述べるとおり、カリフォルニア州の政府運営機関（Government Operations Agency）が、特にリスクが高い AI モデルとして懸念されるフロンティア AI モデルの範囲の見直しや遵守すべき基準（監査要件を含む）の策定を行うことが予定されていました。そして、州政府運営機関内に専門機関（フロンティアモデル委員会）を設置してその諮問プロセスを設けたり、AISI（米国 AI セーフティ・インスティテュート）及び NIST（米国立標準技術研究所）の基準を参照したり、様々な利害関係者の見解を徴する点が盛り込まれたり、専門的見地及び多角的な視点を取り入れた実態に即した基準とすることが目指されていたように窺われます。

#### (1) 州政府運営機関（Government Operations Agency）

SB 1047 において、州政府運営機関は、以下のような措置を講ずることが求められていました（なお、以下において、Section 11547.6 は、組み込まれることが想定されていた Government Code の条文番号となります）。

項目	概要
対象モデルの閾値を更新する規則策定	2027 年 1 月 1 日以前（その後は毎年）に、技術発展、科学文献、並びに広く受け入れられている国内及び国際基準を正確に反映し、重大な危害を生じさせる、又は実質的に生じさせる重大なリスクをもたらす AI モデルに適用されることを確保するために、対象モデルの定義にある閾値を更新する規則を策定する必要があった。その際に以下の点を考慮することとされていた（11547.6.(d)）。 <ul style="list-style-type: none"><li>・重大な危害を生じさせる、又は実質的に生じさせる可能性が合理的に高いものとして特定された対象モデルをトレーニングするために使用される演算量</li><li>・重大な危害を生じさせる、又は生じさせ得る合理的なリスクを有する AI モデルを管</li></ul>

	理する連邦法、ガイダンス又は規則で使用される同種の閾値 ・アカデミア、産業界、オープンソースコミュニティ及び政府機関を含む利害関係者からのインプット
拘束力ある監査要件を定めた規則策定	2027年1月1日以前（その後は毎年）に、監査手続の完全性、独立性、効率性及び有効性を確保する拘束力のある監査要件を確立する規則を策定する必要があった。その際に以下の点を考慮することとされていた（11547.6.(e)(1)）。 ・連邦法若しくは州法又は自主規制若しくは基準設定機関を通じて課された関連する基準又は要件 ・アカデミア、産業界、オープンソースコミュニティ及び政府機関を含む利害関係者からのインプット また、この規則は、少なくとも、AISI 及び NIST が発行したガイダンスと整合している必要があるとされた（11547.6.(e)(2)）。
対象モデル等のリスクを防止するガイダンスの策定	2027年1月1日以前（その後は毎年）に、対象モデル及び対象モデルの派生物が重大な危害を生じさせる、又は実質的に生じさせる不合理なリスクを防止するガイダンスを策定する必要があった。なお、このガイダンスは、少なくとも、AISI 及び NIST が発行したガイダンスと整合している必要があるとされた（11547.6.(f)）。
コンソーシアムからの報告書の立法府への提出	2026年1月1日以前に、CalCompute（後記 4.参照）の構築及び運営のために開発されたフレームワークとともに、コンソーシアムからの報告書を立法府に提出する必要があった（11547.6.1.(f)）。

## (2) フロンティアモデル委員会（Board of Frontier Models）の設置

SB 1047 においては、州政府運営機関の中に、技術局（Department of Technology）から独立したフロンティアモデル委員会を設立することが予定されていました。州知事は、上院の承認を条件として、フロンティアモデル委員会の管理責任者であり、業務遂行に必要な全ての責務及び機能を果たす高位の役員を任命できるとされていました（11547.6(b)）。なお、州政府運営機関が上記(1)に記載した規則及びガイダンスを発行する前には、フロンティアモデル委員会の承認を得る必要があるとされていました（11547.6(g)）。

フロンティアモデル委員会の委員は、以下のような属性を有する 9 名の委員から構成されることが予定されていました（11547.6(c)(1)）。AI の技術及び安全性や SB 1047 が特に憂慮するリスクに関する専門的知見を有する専門機関としての機能が念頭に置かれていたように窺われます。また、委員は、①直接又は間接に外部からの影響を受けず、他者の指示を求めたり受けたりしないこと、②有償無償を問わず、委員の責務と矛盾する行動をとったり職務に従事したりしないこと、③委員に任命された時点又は任期中に、委員会により規制を受ける事業体に金銭的な利害関係を持たないこと、④連続して 8 年間を超えて在任しないことが求められました（11547.6(c)(2)(3)）。

構成員	人数
州知事が任命し、上院が承認したオープンソース・コミュニティの委員	1 名
州知事が任命し、上院が承認した AI 業界の委員	1 名
州知事が任命し、上院が承認した化学、生物、放射線又は核兵器の専門家	1 名
州知事が任命し、上院が承認した AI の安全性に関する専門家	1 名

州知事が任命し、上院が承認した重要インフラのサイバーセキュリティの専門家	1名
下院議長が任命した AI を専門とする学者	2名
上院規則委員会が任命した委員	2名

#### 4. コンソーシアムの設置

さらに、SB 1047 における特徴的な仕組みとして、州政府運営機関の中に、「CalCompute」と呼ばれるパブリックなクラウドコンピューティングクラスターを構築するためのフレームワークの開発を行うコンソーシアムを設立することとされていた（11574.6.1(a)）点が挙げられます。

コンソーシアムは、少なくとも①公共の利益となる研究開発の促進、②計算リソースへのアクセスの拡大による衡平なイノベーションを可能にすることで安全、倫理的、公平、かつ持続可能な AI の開発及び展開を促進する「CalCompute」を構築するフレームワークを開発することが求められていました（11574.6.1(b)）。

#### 5. SB 1047 の帰趨及び日本への影響

もともと、SB 1047 法案は、2024 年 9 月 29 日にカリフォルニア州知事が拒否権を行使したため、成立に至りませんでした。その理由として、規制対象を演算能力及びコストが極めて大規模なものに限定している点を挙げています。すなわち、閾値に達していても特化型モデルがより大きな危険性を持ち得ることや、AI システムを実装する環境、AI システムによる意思決定の性質、使用するデータの性質（機微データ等）が考慮されていない一方で、大規模な AI システムに対しては基本的な機能にまで一律に厳格な規制を課しており、最善のアプローチではないと述べています<sup>1</sup>。この点に関連して、EU AI 法において、汎用 AI モデルにおけるシステミックリスクの認定にあたっては、演算能力に基づく推定規定が設けられています（EU AI 法 51 条 2 項）が、その他の要素に基づき認定される場合もあること（EU AI 法 51 条 1 項(b)、Annex XIII）や、システミックリスクを有する場合の規制は汎用 AI モデルの上乗せ規制であって、別途リスクに応じた AI システムの規制がなされている点で、違いがあるように思われます。

また、成立には至らなかったものの、監督の枠組みから得られる示唆もあるように思われます。具体的には、対象モデルの閾値、独立監査人による監査要件、リスク防止措置に関する規則・ガイドラインを、専門委員会を政府機関に配した上で様々な分野及び立場の専門的知見を徴しながら定期的に見直す仕組みは、科学技術の進歩に即した柔軟な規制を目指すもので、ハードローのデメリットを低減させる仕組みとも考えられます。EU AI 法においても、システミックリスクを有する汎用 AI モデルの基準値を最先端技術を反映する形で見直す委任法の制定や、AI Office が汎用 AI モデルの義務に対応する実務規範の定期的な見直しを促進すること（EU AI 法 51 条 3 項、56 条 8 項）が想定されており、AI の規制の在り方として参考になるように思われます。

<sup>1</sup> <https://www.gov.ca.gov/wp-content/uploads/2024/09/SB-1047-Veto-Message.pdf>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)